

新潟県文化財調査員人材育成方針

令和6年5月

新潟県観光文化スポーツ部文化課

1 人材育成方針策定の趣旨

各地において長年にわたって生まれ、伝えられてきた文化財は、かけがえのない国民の財産であり、この文化財を受け継ぎ、保護し、未来へ伝えていくことは、それを生み出してきた地域社会の継承と発展の原動力となる。文化財行政は、文化財の保存と活用を通して、歴史文化の豊かさと彩りを県民に提供できる重要な行政部門である。

ここに策定する「新潟県文化財調査員人材育成方針」は、文化財調査員がその能力をいかんなく発揮し、本県の文化財行政に貢献できる人材となるよう育成の考え方を示すものである。

2 文化財行政をめぐる現状と課題

(1) 文化財の積極的な活用への意識の高まり

地域に伝わる祭礼や伝統芸能、歴史的建造物や史跡など、身近な文化財に対する関心と公開・活用への意識が近年急速に高まってきている。また、地域の誇りとして、まちづくりや地域おこしに文化財を活用する取組も活発化しつつある。

本県は、令和2年3月に『新潟県文化財保存活用大綱』を策定し、県内文化財の保存と活用に関する基本的な方針を示すとともに、シンポジウムやまちあるき等を通して各地域の文化財を掘り起こす文化財魅力発信事業や、地域に根付く文化を体



能舞台を活かしたユニークメニュー（佐渡市提供）

感する NIIGATA Culture Tourism 事業等を実施してきた。今後ますます文化財の活用に向けた意識の高まりが予想されるなかで、文化財行政部局は、文化財が魅力ある地域づくりの中核になることを改めて認識するとともに、文化財を活用した地域振興や観光振興に貢献することを期待されている。

(2) 文化財の維持・継承への不安



国重要無形民俗文化財「牛の角突きの習俗」

（小千谷市提供）

過疎化や少子高齢化の進行により、全国的に地域の衰退が懸念されている。これは地域で継承されてきた豊かな伝統や文化の消滅の危機であり、その中核をなす文化財も、担い手不足による滅失や散逸の危機に瀕している。平成30年の文化財保護法改正では、これまでは行政と所有者によって実現さ

れるものとされてきた文化財保護について、「地域社会総がかり」でその継承に取り組んでいくことの重要性がうたわれた。今後、県及び市町村文化財部局は、文化財を社会全体で支えていく仕組みや体制づくりを牽引することが求められている。

(3) 頻発する大規模災害への対応



R6 能登半島地震 旧笹川家被災状況（新潟市）

近年続発する大規模災害による文化財の滅失やき損が大きな課題となっている。本県では、平成16年の東日本大震災、平成23年の新潟・福島豪雨をはじめ、これまで度重なる自然災害により多数の文化財が被災してきた。なかでも東日本大震災の際、全村避難によって存続が危ぶまれた「牛の角突き」（国重要無形民俗文化財）が、旧山古志村民の熱意により震災の7か月後に

は復活し、復興の大きな原動力となったことは記憶に新しい。文化財は地域の人々の心の拠り所となり、まちの復興につながることを象徴する出来事であった。

令和元年、国は文化財防災センターを設置し、災害時ガイドライン等の整備を進めるなかで、都道府県文化財保護行政主管課の役割の重要性を指摘している。文化財の価値や素材の特性等を熟知する文化財調査員は、文化財防災における要となることが求められている。

(4) 将来的な専門人材の不足

地方公共団体では、文化財専門職員の世代交代が急速に進む一方、募集に対して志願者が少なく、採用が不調に終わる事例が全国的に問題となっており、将来の専門人材不足が懸念されている。その要因のひとつに、大学におけるカリキュラムの見直しにより、卒業時点で一定の調査経験を積む機会が急減し、学生が文化財行政部門への就職を躊躇する現状がある。地方公共団体は、調査経験のみに偏らないバランスのとれた採用条件を設定するとともに、経験豊富な職員などを活用した採用後の実践的なプログラムの構築や、文化財専門職員として多様な経験を積めるキャリアモデルの提示等、文化財保護を担う専門人材の計画的な採用と育成について早急な対応が求められている。

3 文化財調査員に求められる役割と資質・能力

(1) 文化財調査員に求められる役割

文化財保護法には、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、その保存が適切に行われるとともに、国民がその多様な価値を認知し、幅広く享受することができるよう、積極的に公開・活用することがうたわれてい

る。しかし、文化財の積極的な公開・活用は適切な保存が前提であり、保存状態や材質を考慮しない方法での公開はその価値を減じることにつながりかねない。先人によって守り伝えられてきた文化財を保護し、次世代に確実に引き継ぐ体制や仕組みを構築することは文化財調査員の重要な役割である。また、本物の文化財が持つ「風格」や「味わい」は観る者に感動を与える一方、その多様な価値は一見しただけでは理解できない場合も少なくない。調査・研究に裏付けられた専門性を有する文化財調査員は、文化財の価値と魅力を分かりやすく国民・県民に伝える責務がある。

県が令和2年3月に策定した『新潟県文化財保存活用大綱』では、県は市町村を包括する広域な地方公共団体として、県内の文化財保護行政が円滑に進むよう市町村を支援



発掘出土品を活用した高校出前授業

するとともに、市町村職員等を対象に研修会を実施するなど、県内全域の文化財調査員の資質向上に貢献するべきとした。文化財調査員は、国や市町村、大学や研究機関、市民団体、県関係部局等と信頼関係を構築し、これらの機関と連携しながら文化財の保存・活用を図っていく必要がある。そして、文化財を通して新たな地域の魅力を引き出し、地域の活性化に貢献することが求められている。

(2) 文化財調査員に求められる資質・能力

①文化財に関する高度な知識及び調査・研究能力

大学・大学院で学んだ考古学・保存科学・歴史学等の基礎知識を土台としながら、採用後の実践経験を通じた専門性の向上によりはじめて文化財の歴史的・文化的価値の把握や評価が可能となる。そのため、日頃から幅広い分野に関心を持つとともに、学会等での活動や論文等の発表など、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、それらの活動を通じて県内外の研究機関や大学等と信頼関係を築き、文化財保護のネットワーク作りに貢献することが求められる。

②多様な文化財への関心と幅広い知識の習得

文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型に分類され、文化財調査員は、これら多様な文化財への適切な対応が求められる。そのためには、専門外の文化財類型に対しても日頃から関心を持ち、研究動向等に注意を払うことで、文化財全般に対する幅広い知識を習得することが可能となり、ひいては自身の専門分野の更なる向上につなげる必要がある。

③関係法令等の理解と適切に運用する能力

適切な文化財保護行政の実施には、地方公共団体職員としての基礎的な行政法

令に関する知識とともに、文化財関係法令や各種補助金などの制度全般に関する理解と、日頃の経験をもとにした運用能力の開発に留意しなければならない。

④事業を計画的に遂行できるマネジメント力・調整力

文化財調査や研修会、講演会やシンポジウム、出前授業等の様々な事業について、市町村や教育機関、民間団体等と調整を図りながら、企画から完了までを計画的かつ円滑に遂行できるマネジメント力・調整力が求められる。

⑤専門的知識や文化財の価値・魅力を分かりやすく説明する能力

市町村職員向け研修会や一般県民向け講演会、開発事業に関わる他部局との調整協議等、地域の歴史文化や文化財保護について説明し、理解を求める機会が多い。

文化財調査員には、日頃の調査研究や業務経験で培った知識や経験を基に、文化財行政に関する専門知識や文化財の価値・魅力を、専門外の人々へ分かりやすく解説・説明する能力が求められる。

⑥政策を立案し、実施する能力

様々な文化財に精通し、本県の歴史・文化の魅力を熟知する文化財調査員は、専門性に裏付けられた知識と経験を踏まえて、本県の文化振興施策を立案する能力が求められる。文化財は文化資源としての活用が期待されており、地域振興や観光・産業振興、まちづくり等の部局が推進する施策への参画も可能である。



実践を通して身に着ける調査能力

4 人材育成に向けた取組

(1) 専門性を重視した人材育成と自らスキルアップできる環境づくり

文化財調査員は、文化財の歴史的・文化的価値を把握し、評価できる専門性が必須である。採用後、学会や研究会への参加・発表等を通して絶えず専門知識のブラッシュアップに努めなければならない。また、多様な文化財に対応するため、専門外分野であっても関連する知識の幅を広げる必要があることから、所属する組織の上司は、国や大学・研究機関等が開催する研修会等への参加を後押しする環境づくりが求められる。

【文化財調査員を対象にした主な文化財関係研修】

○文化庁

- ・文化財行政講座
- ・文化財保存活用地域計画研修会
- ・文化財マネジメント職員養成研修

○独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所

・文化財担当者専門研修過程

(報告書デジタル作成、地震痕跡調査、建造物保存活用、古文書・歴史資料調査、GIS 基礎、出土文字資料等のテーマ別研修を開講)

○独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター

・被災文化財対応基礎研修

(2) 専門性を活かしたキャリア形成

文化財調査員は、採用後1～3年程度の初任段階【前期】は文化課において、文化財関係法令等に関する知識やその運用、公文書管理や会計事務手続きなど、文化財行政職員としての基本的なスキルを身に付けることとなる。その後の初任段階【後期】には、文化課と埋蔵文化財センターとのジョブローテーションにより、経験豊富な職員によるサポートの下、県内各地での文化財調査、調査報告書の作成、出土品の保存処理や管理、普及啓発事業、国・県開発関係部局や市町村文化財所管課等との調整業務等に従事し、文化財調査員としての実務経験を積みながら、本県の歴史や文化に関する知識の習得と実践力の育成を図る。

採用から11年程度以降の中堅段階からは、様々な文化財類型や世界遺産構成資産の保存・活用事業にもより深く従事するとともに、国や市町村等との高度な調整業務を通して文化財専門職としての総合的な能力を身に付けていく。また、県立歴史博物館への異動により、それまでの文化財調査等で培った知識や経験を、博物館研究員として交流普及事業や展示業務等に有効に活かすことが可能となる。

採用後21年程度以上の熟練段階になると、後進の育成に積極的に関わるとともに、これまでの実践を通して見出した文化財行政の現状と課題を念頭に、広域的な視点から、県内文化財行政においてリーダーシップを果たすことが求められていく。

以上のような異動サイクルにより、多様な文化財に対応できる知識と経験を持つ文化財調査員の育成が可能となる。そして、これらのキャリアを通して磨き上げられた専門性を活かし、県内に所在する文化財の保護、災害対応等の諸課題の解決に指導力を発揮するとともに、文化財を活用したまちづくりや観光事業等、本県の文化振興等に関する施策を担うことが期待される。

(3) 社会環境の変化に応じた専門性の活用

文化財が観光やまちづくり、地域おこし等に活用される機会が増えるなか、今後、文化財調査員に求められる役割が変化していく可能性が高い。

他県では、文化財調査員を文化財主管課の他、埋蔵文化財センター、博物館に配置するとともに、商工観光部局において文化財を活かした観光振興業務を担当する事例も見られる。本県においても、本人の適性や希望に応じて、観光振興やまちづくりを所管する所属への異動も検討していく必要がある。

文化財は、質の高い文化観光や豊かで彩りのある生活にとって重要な要素であり、

文化財を次世代に継承することは現代に生きる我々の責務と言えるだろう。文化財の保存と活用のどちらか一方が選択肢となるのではなく、両方がバランスを保ちながら地域社会に貢献するためには、文化財の価値を誰よりも理解し、活かすことができる文化財調査員の役割が今後一層重要となつてこよう。

文化財調査員 業務経験年数に応じた到達目標と配置先・研修等

時期	到達目標	配置・階層（資格）	推奨する研修等	
初任段階【前期】 （経験1～3年程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な行政法令等の理解 ・一般的事務関係に関する知識の習得 ・文化財保護に関する事務手続きの理解 ・試掘確認調査に関する基礎的技術の習得 	【文化課】 埋蔵文化財係 文化資源活用推進係 世界遺産登録推進室 ・文化財調査員 （埋蔵文化財専門職員Ⅰ種）	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財行政研修 ・埋文職員新採用研修 	<ul style="list-style-type: none"> ●新採用研修 ・ビジネスマナー ・マニュアルの作り方 ・事務ミス防止
初任段階【後期】 （経験4～10年程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・予算、契約等に必要な資料や手続きの理解 ・文化財保護に関する調整、執行管理 ・文化財調査の計画策定と実施 ・補助金事務の実施 	【文化課】 埋蔵文化財係 文化資源活用推進係 世界遺産登録推進室 ・文化財調査員 （埋蔵文化財専門職員Ⅰ種）	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財行政研修 ・文化行政事務担当者研修 ・著作権講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ●主事・技師研修 ・ロジカルシンキング ・タイムマネジメント
	<ul style="list-style-type: none"> ・調査担当者指導下で発掘調査に関する基礎的技術を習得 ・出土品の整理、調査報告書を分担執筆 ・研究紀要で調査研究成果を発表 ・校外学習への対応、講演会の企画・実施 	【埋蔵文化財センター】 調査課、普及・資料課 ・文化財調査員 （埋蔵文化財専門職員Ⅰ種）	<ul style="list-style-type: none"> ・関東甲信越ブロック研修 ・文化財専門職員実務研修 	
中堅段階 （経験11～20年程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業立案と予算要求のための協議、調整 ・市町村等向け各種研修会の企画、運営 ・各種文化財保存整備委員会への出席、調整 ・文化財指定に関わる調査、審議会委員等との調整 ・世界遺産構成資産の保護に関する調整事務 	【文化課】 埋蔵文化財係 文化資源活用推進係 世界遺産登録推進室 ・主任調査員 （埋蔵文化財専門職員Ⅱ種）	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財マネジメント職員養成研修 ・伝統的建造物群保護行政研修 	<ul style="list-style-type: none"> ●主任研修 ●主査研修 ・政策形成研修（政策基礎/実践） ・地域を活性化するマーケティング ・地域ブランディング ・戦略的情報発信
	<ul style="list-style-type: none"> ・調査担当者として主体的に埋蔵文化財調査を実施 ・調査報告書主要項目の執筆、編集、刊行 ・講演会等での調査成果の解説、研究紀要で調査研究成果を発表 	【埋蔵文化財センター】 調査課、普及・資料課 ・班長 （埋蔵文化財専門職員Ⅱ種）	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財担当者部門別専門研修 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・体験、教育プログラム等の開発、実施 ・担当分野に関する資料調査 ・企画展やイベントの企画、立案 	【県立歴史博物館】 ・主任研究員	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財展示セミナー ・博物館、美術館学芸員研修 ・分野別文化財取扱い研修 	

文化財調査員 業務経験年数に応じた到達目標と配置先・研修等

時期	到達目標	配置・階層（資格）	推奨する研修等
熟練段階 (経験21年程度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の立案、文化財保護全般をマネジメント ・予算、補助金の執行管理 ・庁内及び国・市町村等関係機関との高度な調整 ・各種委員会、文化財地域計画策定協議会等への出席、指導 ・初任、中堅段階職員の指導、育成 	【文化課】 埋蔵文化財係 文化資源活用推進係 世界遺産登録推進室 ・専門調査員 ・係長 ・政策企画員	・文化財担当部門別専門研修 ・文化財防災センター研修 ・関東甲信越静ブロック文化財主幹課長会議
	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財調査・報告書作成の統括、執行管理 ・中長期的な調査計画の作成、県文化課・事業者との調整 ・県民ニーズに応じた普及啓発事業の計画、実施 ・指定管理業務に関する執行管理 ・校外学習への対応、講演会の企画・実施 	【埋蔵文化財センター】 調査課、普及・資料課 ・班長 ・課長代理 ・課長	
	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的な資料調査を立案、主導 ・大学や研究機関等との共同研究を主催 ・他機関等との共同企画展の立案、運営 ・教育機関等との連携、博物館教育の実施 	【県立歴史博物館】 ・専門研究員 ・課長	・各種学芸員専門研修 ・博物館協議会 ・各種学会

●係長研修
 ・政策形成研修
 (リーダーシップ)

※埋蔵文化財専門職員1種、II種は文化庁基準によるもの（文化庁『埋蔵文化財専門職員の育成について』（報告）R2.3.31）

※「推奨する研修等」の●は受講が必須とされる階層別研修

文化財調査員の配置先と必要とされる資質・能力

配置先	業務内容	必要とされる資質・能力
観光文化スポーツ部文化課 埋蔵文化財係	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財保護に係る行政事務 ・試掘確認調査の実施、報告 ・史跡、名勝、考古資料の指定、調査等 ・埋蔵文化財に係る補助金事務 ・埋蔵文化財に係る普及啓発事業 	
観光文化スポーツ部文化課 文化資源活用推進係	<ul style="list-style-type: none"> ・文化資源の活用推進に係る企画調整 ・文化財保存活用地域計画策定支援 ・指定文化財等に係る行政事務 ・文化財補助金事務 ・銃砲刀剣類の登録事務 ・文化観光事業の企画、運営 	
観光文化スポーツ部文化課 世界遺産登録推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産登録に関する調整 ・構成要素（指定・選定文化財）の保存、管理、活用に関する事業 ・国内外への情報発信 	
県立歴史博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・教育普及活動の推進 ・企画展、特別展の企画立案、誘致 ・博物館資料の調査研究、収集、管理 	
埋蔵文化財センター ((公財)新潟県埋蔵文化財調査事業団 派遣)	<ul style="list-style-type: none"> ・本発掘調査及び整理作業の実施 ・発掘調査報告書の作成、刊行 ・出土品の管理 ・普及啓発事業の立案、実施 ・保存処理の実施 	